

大規模災害からの復興に関する法律案に係る事前評価書

政策の名称	届出対象区域の指定及び復興計画のための土地の立入り
法令（案）の名称	大規模災害からの復興に関する法律案
担当部局	政策統括官（防災担当）付 災害対策法制企画室（参事官： 小宮 大一郎）
評価実施時期	平成25年4月

1 政策の名称

届出対象区域の指定及び復興計画のための土地の立入り

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

i 届出対象区域の指定（第28条）

復興整備事業の実施区域内において、当該事業の実施の支障となるおそれがある建築物の建築等の情報を把握し、当該事業との調整を図ること、地域の円滑かつ迅速な復興を図る。

ii 復興計画のための土地の立入り（第29条）

復興計画の作成や復興整備事業の実施に必要な測量や調査のため、土地への立入り、障害物の伐除等を可能にし、地域の迅速な復興を図る。

(2) 規制の内容

i 届出対象区域の指定（第28条）

市町村は、復興計画の計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部または一部を届出対象区域として指定することができ、当該届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない。また、市町村長は、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

ii 復興計画のための土地の立入り（第29条）

特定被災市町村等は、復興計画の作成又は変更のため他人の占有する

土地に、自ら立入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

(3) 規制の必要性

i 届出対象区域の指定（第28条）

地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、復興整備事業の実施区域内において、当該事業の実施の支障となるおそれがある建築物の建築等の情報を把握し、当該事業との調整を図る必要がある。

ii 復興計画のための土地の立入り（第29条）

地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、復興計画の作成や復興整備事業の実施に必要な測量や調査にあたって、土地の所有者等の所在が不明であり、土地の占有者等の同意が得られない場合でも、土地への立入り、障害物の伐除等を可能とする必要がある。

(4) 法令（案）の名称とその内容

・大規模災害からの復興に関する法律案（仮称）

大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置について定める。

3 想定される代替策

i 届出対象区域の指定

届出対象区域の指定、届出義務、勧告に関する規定を設けないこと

ii 復興計画のための土地の立入り

復興計画のための立入りに関する規定を設けないこと

4 規制の費用・便益

i 届出対象区域の指定

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

届出対象区域内において、土地の区画形成の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない。また、届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがある場合には、特定被災市町村長から必要な措置をとることを勧告されることになる。

<代替案>

何らの規制を設けないため、負担は発生しない

【行政費用】

<本対策案>

本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する

<代替案>

何らの規制を設けないため、負担は発生しない

【その他社会的費用】

<本対策案>

特になし

<代替案>

復興整備事業の実施区域において、復興整備事業の実施の支障となるおそれがある建築物その他の工作物が新設されることで、地域の円滑かつ迅速な復興を妨げることとなる。

② 便益

復興整備事業の実施区域内において、当該事業の実施の支障となるおそれがある工作物の新築等の情報を把握し、当該事業との調整を図ることで、地域の円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

ii 復興計画のための土地の立入り

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

土地の占有者等は、同意しない場合であっても、土地に立ち入って測量又は調査を行われることになる。一方で、立入り等の行為により損失が発生した場合には、損失を与えた者が損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとしている。

<代替案>

何らの規制を設けないため、負担は発生しない

【行政費用】

<本対策案>

本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する

<代替案>

何らの規制を設けないため、負担は発生しない

【その他社会的費用】

<本対策案>

特になし

<代替案>

復興計画の作成や復興整備事業の実施が遅れることにより、地域の円滑かつ迅速な復興を妨げることとなる。

② 便益

土地への立入り、障害物の伐除等を可能とすることで、復興計画の作成や復興整備事業の実施を円滑に行い、地域の迅速な復興を図ることができる。

5 政策評価の結果

本措置によって、多大な費用は発生せず、また代替案（本措置を導入しなかった場合）の費用が多大に上る。

また、本措置によって得られる便益も、代替案と比べ大きいものであると言える。

6 有識者の見解その他関連事項

本条と同様の規定は、東日本大震災復興特別区域法第64条及び第65条に設けられている。

7 レビューを行う時期又は条件

この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。